様式第3号(第9条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　印

粕屋町成年後見制度審判請求費用助成金交付(不交付)決定通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のありました粕屋町成年後見制度審判請求費用助成金について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名  （申立人） |  |
| 本人氏名  (成年被後見人等) |  |
| 決定内容 | 全部支給　・　一部支給　・　不支給 |
| 支給金額 | 円 |
| 不支給・減額の理由 |  |
| 備考 |  |

(教示)

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、

粕屋町長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から

起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす

ることができなくなります。

2　この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6月以内に、粕屋町長を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となり

ます。）提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内

であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすること

ができなくなります。